

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等で公表されている以外は、  
存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の記録確認を徹底する他、国民の協力を求める政府広報を多めに必要があると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(在籍中は、国民年金を担当)

年金記録の事務処理等については、当時、市町村の被保険者名簿と、社会保険事務所の台帳と、年齢年月(記号番号、氏名、性別、生年月日)と、納付証書の発合を行い、社会保険庁に連絡していたため、年金記録に、少しどと誤りがあるとは心配していました。

なお、この記録の問題を知ったのは、退職後の平成17年の報道機関の公表等であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の問題を知ったのは、退職後のことで、この対応についても考えていました。

ただし、現時点でのみた場合、この問題としては、基礎年金番号を導入した際に、徹底した、計画的な事務処理体制(統合のネット、又、その事後処理も含めて)が必要であったと考えられる。  
(十分な予算もなかったのではないか?)

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶にないため、お答えできません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人・プライベートの問題がありますので、お答えできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録本、個人の持名を複数上げ  
先後の生じたの過程のなる大切な  
記録であると認識していました。  
年金記録問題は、新聞、テレビ等で  
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくあります。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。  
ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後の数年が経過していますので、退職後の記録管理等についての推進はござりとは把握しています。従って諸問題の的を得た解決方策を述べることは私にとってはむづかしい課題です。いろいろなケースがあるうと思いますが、できる限り加入者側に立った判断(例えば審証が少し不十分であつてし誤り)処理をすべきだと思います。また、老会員の加入者のことを考えて早く決済を出すことが求められていると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 私が在職したのは 25年以前です。私の在職中に現在問題となっている年金の諸問題が発生していたのかどうかは知り得ませんでした。なのにしかの問題点が醸成されていたのか少し知れませんが、そのことについては認識していませんでした。発生していくのであれば不明を承ります。
2. この問題は近年国会での議論や新聞紙上で知りました。あとに重大なことから、この仕事にたずさわったものとして誠に残念です。責任を共有しなければならないと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この仕事に携わる職員も事業主も、被保険者も 年金制度が人生に如何に重要なものであるかを認識し、それを形の立場での存すべきことをしっかりと自覚しなければならないと思います。職員は特に厳に法令をじゅん守しなければならず、誤りかされば遅延なく訂正処理に努めなければならぬと思います。また、職員は 事業主、被保険者に対して 法令等に基づく手続きの適正を履行が如何に重要なものであるかといふことを十分に啓蒙しなければならないと思います。一方、保険者は 割引加入者が年金記録を正しく管理されているかを確認できることを講じることか極めて重要なことであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道機関で公表されている以外は、わかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われて確認作業以外は余り思いつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、記録問題について問題になっていなかったため、余り認識をしていなかった。

報道機関で報道されて始めて知った。

しかし、厚生年金被保険者の場合は資格取得届書の氏名、生年月日等が戸籍の氏名、生年月日等に相違があることを認識している。

国民年金の場合は、住民票との確認により資格取得届を提出しているため余り誤りがない。また、国民年金被保険者台帳は市町村の台帳と突合をしているため、相違は無いと認識していた。

まして、5,000万件も記録が誤っているとは、思っていなかった。

社会保険庁業務センターでずさんな入力がされているとは思わなかった。

( 報道機関の公表で知った。 )

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務センターで行われている作業は、地方庁では、詳しくわからないが、地方庁では、適切に業務処理を実施していたと認識している。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号により重複番号の解消ができることは  
思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を作った時のPRが不足でした。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在すること自体

認めたことがなかった。

国民年金の納付記録は、2000年今市町村・被保険者名簿と空き五行で、112番納付方全員に納付額の書込と送付し、納付記録が不一致にならぬよう注意と  
120番しおり。それがも十分でないもの。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主による不正加入者

- ① 病院等
- ② 土建業  
看護師(婦) 技師

一定の資格を取った名前貸し

- ③ 事業主の特定の如き  
給料等を支払ったことによる

事業主は加入と言っていますが会社の担当者は見たことも合った  
こともないと言っていたのを望んでいますが じこの事業所がわざり  
ません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①②についてはオンラインによる前の事であり現在では  
ないと思ひます

しかし本人もわかつていないうちに記録があり残っています

又本人も名前を貸した事は知っていますので悪い事と思つてますが  
認めます

看護や土建の有資格者が二ヶ所以上で記録が重なる  
場合再度本人に確認を行い 不正加入部分を抹消する  
べきと思ひます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の問題が起るまでは年金受給の届出時に確認  
をするが特に問題とは思っていませんでした  
又記録がわからぬ人の名は本人が納得するまで事員も  
加入記録を捜してました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事員が加入記録を捜す事の知識がかなり重要で  
あると思います

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢口 まさひ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題は事例と思ひます。矢口 まさひ

矢口 まさひ は 地方 庁で ある 事務局、社会保険庁で あります。本庁で ある は 本庁で ある 厚生省で ある ので 理解し易いと思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題自体が「ある」とか「全く記憶していない」でいいです。  
あるいは「担当者」といって「もしくは責任者」といって「相談検討した」と思い出す。該問題は「しなら」ないし会議を開催しないで記憶もありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険に専門家としていた事を誇りに思っていたのが  
今は耻辱感だけが大きっています。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 加入者への将来、年金を拿げる年がいつ登記  
登記と想ひ、いいえ。
2. 取扱い手元から

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 手書き記録からコンピュータへ管理システムへ。  
で、もしも正正確に切替えることがあれば。
2. 手書き記録…市町村並びに事業所がい  
難省に基づいて、管理していくので、そのためを  
全面的に信用するより仕方がない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいざれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいざれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 女性が再就職するといい、本來の年金より若く届出されたりと聞かれていた。(採用されやすいうる)  
 2. 再就職のといい、前職かあれば企業からハガキが飛来したり、前職にての届出をしてしまうことが多い。  
 3. 生産、分娩のため退職した場合に賃限年金が支給されるといふばかり、この場合企業の貢献金もかかばらず個人の支給するといふのはよくわからない。しかし支給するといふ。これを防ぐため、賃限年金の支給記録書だけは、水滸傳としていることである。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の確認する以外ないと思ひます。  
 ただ、受給者については、差送請求を実現しないのが確認で防ぐものではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているとき、年金記録の問題があることを認識していましたが、年金記録の重要性は認識していましたが、制度改正当初から個人年金(第3回者年金記録を含む)、被保険者名簿等との間に金庫を結びて永久保存していく必要がある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答欄）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（回答欄）

全くの解決策はない  
 現状は、本人の申立て制度（申請制度）であり  
 行政手続から権利が求めるところである  
 今後は向けて早く個人差別制度を  
 確立すべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ナシケンモ現役時(H.6年)に年金問題が  
チカラツル。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 紙台帳からの印り替え月手に甲生でやられ現れが  
 先合に付けていたからこれが原因かな。
- 年金の計算はスライド+手作業で手書き  
 おひ月手にコンピューター化へ現れか先合に  
 本年でいいのか/原因などと思ふ
- 行政手帳同一人の担当がおまわり(手書きでいり  
 本年まで)の担当が現れか(原因などと思ふ)

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

責任を持って仕事に取組んできたが、こんな  
問題が起るとは思っていなかった。  
新聞、テレビで報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所に出て向き記録の確認作業に協力して来た。  
適正かつ早期処理を怠った為

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) ①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、公表工事でいるような問題点以外に特にあります。  
ません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ①基礎年金制度導入に伴う記録統合作業と、いくらく特割便による統合確認により、徹底した記録の整理を進めることの方針は無いと思われます。
- ②「本人の申立て」による記録追加は、資料が無い場合でも少くとも納付組織や同僚の証言等、第三者による何らかの裏付けが必要だと思います。國の恩給支給の確認作業等と歩調を合わせる必要があります。
- なお、本人申立てのケースでは、年金記録地方や三者委員会において審査されておりますが、そり判断資料によって、徴収・収納業務を経験した元職員(市町村担当者、扶保担当等)による検討結果を参考とする方法はどうでしょうか。  
※合議性、多款意見を前提に、国民年金ではノ年以内未納期間、厚生年金では遡及訂正などを中心に、過去の実務経験から類似のケースに比べ不自然なケースを検討する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金制度導入までは、本人・事業主等からの届出を主体として制度の仕組みで、公算による確認を限られておりて、記録の複雑化は避けられなかったと思います。その後、基礎年金制度の導入に伴う記録統合化業により、記録整備が進むぞと思えていました。  
なお、昭和42年の社会保険法改正により、電算機への記録収録は、当時としては先進的であったと記憶しております。当時の行政事務は手作業の時代で、また、制度の仕組みが届出側で公算との組合の義務化されていましたので、状況下では、せいぜい現在の尺度では結構でも無理な面があると思います。  
用途は、個人よりも法人や団体ではありますので、年金制度の普及推進、大切さと、このような大きな制度を軌道に乗せる事が難しかったと認識しております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金制度導入と、ゆくゆく特別候補の確認化業、及び今後の内閣が専心を深め、又教訓となり、今後は確認後の記録と、ゆくゆく定期候による記録追加により正確な記録管理が行わるぞと思います。  
なお、金融機関の預貯金通帳と以前は本人確認が今まで厳格ではなく、氏名、生年月日、異動履歴の何冊も発行されていました。その後、氏名変更や住所変更がありても、現在まであまりトランクは表面化していないように思われます。こう失、被保険者証や年金手帳が預貯金通帳と同様に、ひと大切なる書類である事、忘れないでいた失、久ひ、基礎年金制度発足に伴う記録の確認作業の大中に深刻で事、返す返すも残念です。  
今後は、制度及び年金手帳の重要な役割を充実をお願いします。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じているものはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全ての未統合等の記録を整理する事には限界があると思われる事により、この問題の解決を図るには最後は本人の申し立てを信じる方法になるのではないかと思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン上に正確に整理されていない記録がある程度存在する事は知っていたが、年金裁定請求時に本人の申し立てによつて4ヶ月する事により判明すると認識していた。

紙台帳処理からオンライン処理に移行した時点で、コンピューターに正確に収録されていかないものがある程度存在することは知っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の元となるコンピューターは、社会保険業務センターが管理していたことより、当時特に対応策は考えていなかった。

オンラインへの切替当時の組合との関係で、未統合分の整理等十分できなかつた遅延があつた。

オンラインへの切替時の対応がすずかたと思つ。この時にしっかりとやっておくべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金支定期時に被保険者記録と本人の申し立て  
期向がおれ2つ1つのが多數あた。自らの分につり  
ては期向照会の申請で調査し補正していったが  
他県の分につりては回答も遅く被保険者が多いと  
ぐあまり記録が見つかってから再びに有るケース  
が多數ありました。

(加入時に戸籍・又は住民登録が添付されないもの)  
(現状でも事例リストはなくないと思ひます)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・国民に一律年金番号をつけなければならぬと  
思ひます。

氏名変更、毎年月日修正、住所変更に対応でき  
ない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に問題とされる事柄については記憶はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判断つかません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職中にこの問題を意識したことはありません。  
この問題が存在することを知ったのは退職してから。  
テレビ、ラジオのニュースで知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すべての確認事務の徹底を行うことだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録確認を終了させること。  
 社会貢献上、年金未かかわる割合をもつて  
 最低限の年金給付をしていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新規に勤務するまでは、直接受取年金会員は、国民年金の担当を  
いじ事から抜け出たが、記録が悪いといふ事は全く  
知り得ておらず、こうする事で何とかなりの想像も  
つきません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録不確認を怠りようとしていた。  
3ヶ月前国民年金が統合されて以降、20年内にどの年  
金受給者も専ら人手で、年金に対する国民の関心  
も薄れていますが、事務処理が手際よく  
甘やかれていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙参

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ 術長には今まで、直接年金給付、国民年金の担当を  
いふ事や年金支給、記録が無いという事は全く  
知りませんし、こう言う特等にからむ想像も  
つきません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・ 年齢れ記録確認を終了させること。  
・ 社会貢献上、社会的かつ効率的に実現できるものは  
最低限の一便の給付をしていく。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ 年金確認を怠らぬよう指示へん。  
・ 15年国民年金が発足されて以降、20年間くらいは  
年金受給者も少なくて、年金に対する国民の関心  
も薄いことおかれ、事務処理も、ナシフ体制から  
きかづくと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本庁のデータと地方庁の紙台帳(原票)との照合  
 ・年金記録を各個人へ送付し、本人からの申立てを受けているが、特に国民年金保険料については、全期間のうち、特定の期間の未納について、未納件数と認定して良いのではないか。  
 (申立てに付)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号未統合の記録があることは、以前から知っていました。当時の未収録があることに気が付いたのは以降に知りました。正確に入力されていなきもの等については、日常の業務の中で、たまにありましたので、その都度是正をしていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

・日常の業務の中で、誤字りが判明した場合は、その都度是正をしていました。

(反省点)

・積極的に名寄せ作業をすべきであったのに怠っていました。  
・「基础年金法」の法体型が事業主懸念説に立っており、届出すべきについて、正確かどうかのチェックがしづらい。  
・罰則規定を重くすることにより、正確な届出が期待できました。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁 <input checked="" type="radio"/> 地方庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持込ございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が生ずる様子認識は  
全くなかった。  
テレビやラジオ、新聞で取り上げられるのを  
みて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題が歴史的・政治経済の  
大きな問題であることに金盤と財政負担の  
手直しに取り組んでいくことへ注目し、  
退職者も寄附にて改革へ取り組んで  
改革への一日も早い信頼回復が見え  
る形で示すことで努力をして。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input checked="" type="radio"/> 本庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

無し

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方から報告して記録を本府で入力するのに、入力遅れが、  
毎月日をまとめていふと言うことは、地方では全く知らなか  
つ事だった。地方の時期は平成23年以前である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本府の問題とはあれば、住民は身近な会員登録事務に  
立ち向いました。住民の方に意見をもっていただきました。  
オンラインに対する時に地方で入力すべきであるなど反省  
しております。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありませし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に記録されていなかった記憶(つぶれ)  
です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

下記

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題とは考えていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題としません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特大記憶に無い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特大記憶に無い

特大記憶に無い

特大記憶に無い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には、年金記録問題としての具体的な事象の存在は知りなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

反省点として、今から思えばオンラインへの切替作業等  
頻回の際に、もう少し時間かけて点検すべきでは  
なかつたのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は、20年から10年後に生きていく人がおり、確定・非確定とも  
従事して、問題のないように見えます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会の年金問題があり、決まり手により細部まで年金がいくつ  
けで、  
元々として、支給額が多い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は、20年へ40年後に生きてからも少しあり、確定版確定版を  
複数枚し、何通りかないようになります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所へあけ、次元特に細部まで、手狭で、心配な  
けれ、  
立派でいい。反省点はない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)	
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ご教示できることのないものは  
ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの結果、可能性とともに  
早期見通化を図る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金に心い通常通りに会員としている事を認識しており、問題は新聞等の公表により知る事になりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現状の周知、問題意識を年金年金対応へ向けて。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 現職者	<input type="checkbox"/> 退職者
所属	<input type="checkbox"/> 本 庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

病氣のために書く事が出来ません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本 庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

## 国民年金について

- 未納者に対する特別集合金制度の実施についての未納に対する理由は、金が無い、生命保護に入らない、支給一時金が少い、生活保護が受けられる。当然、どこで何が制度の緩解・拒否に対する回答、選擇するか判別するか松立の心日を改めて訪問枠が又来ないか、忙いと内閣扱い
- 納付記録簿等資料の請求時に記録正確にしていて、既に回収せず年金があり回収してないからそれには疑問後(同姓、同名、同一生年月日も10年未満)で繰り返して

○年金請求者が存在すれば年払い回りも催告状を送付し、特別納付を実施しても、同一セグメントで何が天婦二人合の未納となる未納期間が長く(満額)100万前後となるのは、少しあきらめ子年金と呼ばれるとしても、誰の分をどうせは親の優先となりやすい説明で、少しだけ心配感が同セグメントの場合は、どの方向の上うであるか、ヶ月以内に未納でなければ年金とは思つかず、特別納付では終了が決まることで、現年未納月まで年金の徴収がどうしてか同様の優先であり年金が支給されない場合を除りながら年金を支給しておいたことだ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未納者(期納未達者)については福祉部余留制度以外はないと思う  
納付期限内の10月を猶月にするかは別途  
被保険者期間内に納付済月以上積むか等の考慮、配慮する  
しかうことはないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変困った問題でした  
知った時と全く同じこの問題が発表された時  
無年金者が発生していくへとは承知していた  
(年金が納付で未納となることがありました)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

## 国民年金の収納記録について

1. 現年度保険料の収納記録は、社保の電算化により市町村が磁気テープで送り、それを中間機器(中間機器)が紙(振込票)で社保へ→この報告を社保台帳に記録→センターに連絡するという方法であった。

人の手による二度のやりとりで、喪失有転出者の収納記録管理等問題あり。

市町村の収納額と印紙購入は毎月清算不可。しかし個人(被保険者)の収納記録合計との整合は不可、ニニニ記録の差の原因があつた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

## 記録(収納)もれ者の調査

1. 調査の第一次は市町村における、  
該当する資料は市町村が多い。

2. 二次調査は社保取扱い上個人面談による調査  
(当時の市町村の保険料収支方法、組織等を参考  
して状況の開拓を行ふ事)

これらに伴う再び市町村資料の調査を行ふ事。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の管理は、量的に多く、又長年の蓄積があり、重要と落としていた、しかし特に日年記録は個人単位月毎である事、収納記録の完全記録が困難であった、特例納付案内等で、数人の社員から漏れが発見した感もあり、何年かは不明。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 日年記録の完全化は、市町村の年帳と社保の年帳の整合(数年毎)であると落としていた。  
しかし個人的、会員面等で完全に行きあつてない事、反省点である。

2. 厚年の標準報酬の件  
事業主の保険料負担が原因による低標準報酬の届け出書類落としられた。  
数年毎の調査官活動が重要であるが、社員登録の不足等によりこの調査が完全に行きあつた事反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に問題があった以上、一日でも早く、この問題について、地方庁と業務センターの関係記録を含めて、いま以上のマンパワーをもって対応すべきだと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録進捗要綱、その他事務処理要綱等にもとづく業務をおこなっていたので、今、認識といわれても答えようがない。

一連のマスコミ報道がなされたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であるので、対応もなにもない。

被保険者の氏名・生年月日の確実な確認と把握および  
記号番号の重複払出しの完全防止（住基番号の利用）等を  
早くから行っていれば、少しは防げたか。

どこまで救済するのか、  
我々、完納者から云わせてもらえば、ある種の限度を超えた救済策と感ずる。  
それと、厚労大臣名を入れたチラシを過去において、私は見たことがない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

お問い合わせ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

メ・国民年金については、市町村の会議で議論を行なう。  
 その後は、市町村の会議内容を決定して、本人とてつ、内容により決定で、第三者委員会で決定して決着をするべきと考える。何故なら、いくら年金を支給しても、完全決着はありえないところである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- \* 在職中は、基礎年金導入以前の年金番号について、  
名寄せ作業を行ってし、年金解説は必ずかしいと教えていた。  
そして、総資産割にしなければ、永久に続くはずだと  
教えていた。
- \* 滞在とわかる年と行った件であるが、在職してすぐ“かう  
こ”なり、国民年金などには“かう”は、市町村と就社保険にて  
解決できることも多かったと覚悟している

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- \* 制度上、問題点があつたが、個人としては、制度周知や、  
仕事の適正化に対することしか考えられなかつた。
- \* 反省点は“この問題が最も多く最も悪化して  
考えられた事があつた”。私が意見を言うことは、  
適切でないと答えていた。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも大きな問題で私には対応  
力が浮いてません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務課に在籍しているときは、記録の係  
を進達し、不備があれば、社保庁より返戻。  
それが来て、調査し再進達をしていたか  
など大きな問題になると感じ、思ひ立つ  
た。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別にございません

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現状、世間一般に知られていること以外、次のような

現象が問題が大きく取り上げられています。  
過高年齢化、空洞環境(運用利回り)が悪くなる  
で厚生年金本体、国民年金本体の財政計算  
整備金がいつのまにか正解されていました。  
年金問題である。企業年金や厚生年金基金等  
については毎年責任準備金の不足が減少が  
表面で公表されましたが、国の年金の責任準備金は  
充足されているのか? 不足金が何百兆円に達する  
と思つかず大臣はご承知いか? 国然と頂いたり。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度を何回出しても割増しがいいものや  
回答するものについては、何年後国庫で  
相手(国民)にも大きな負担がある  
行政側だけの対応では解決できない  
又記録を出しても復縁の結果ばかりでは  
言えない。最後の人までいっていきか  
絶対不可能を界出せば、行政は無理である。  
大臣は、どのあたりで終止符を打つのか  
決めてほしい。回答をお願いする  
①福祉年金自動の消費税率を先進国並みの15%以上とするためには

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、国民の年金への意識の希薄なことが  
一要因。行政側が努力も取扱がある。  
年金記録問題は、厚生省が年金制度時に自分の年金アーカイブや  
年金記録について、それを石垣にして年金制度を  
年金加入率を押し上げて、それを石垣にして年金制度を  
行うものとされていたが、本人の言で詳を見れば、その人の  
人生の端々を見えたりきちんとしれ取扱で年金問題。  
人生の端々を見えたりきちんとしれ取扱で年金問題。  
「人生いろいろ」である。今回年金記録問題も年金工賃給付して  
年金あれど、人生が出来ている人が大半の10%である。人生の  
標準化があるが、それが社会でも代替はない。悪いことだけを  
取り上げられれば、何らか次に実力上げていよい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

（退職したときにどうなって取扱が數えっぽい。  
10年間勤めたら、ボーナスの支上は可能でない。後何の  
取扱がされし取扱がない。これがよく使われるのが数えっぽい。  
年金は全国民、一人の個人としてあるはずだからこそ、私事や  
家庭事務、生活費等これら比べて、社会的貢献額の数え  
多くなく、更に人数も少ない。かとこつとくめ細かい方針から  
取扱うが、社会的貢献額の年金事務額をふりまして  
対応にあれば、このようない内選手百万円のかも知れ  
ない。国民の年収率や被認率などに追われて国民の  
年金問題が浮上したことについて、もう一度をさます方法は  
何を聞くべきと思われる。（国民）

ご協力、ありがとうございました。